

手帳制度に係る保安教育講習については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、習熟度確認等を含めた自宅学習方式の講習を令和4年も全国統一で実施します。

- **主要行事予定表** ※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期、中止の可能性が
あります。
ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	主要行事
令和3. 11. 1~12. 20	登録講師研修会（書面開催）
12. 24	甲種乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験）合格発表
令和4. 3. 1	第32回理事会
3. 16	第19回総会（臨時）
5. 30	第33回理事会
6. 15	第20回総会（定時）
12. 14	第24回会長表彰式
未定	全国会議、試験事務所長会議
未定	手帳制度研修会

保安教育講習とは？

全国火薬類保安協会（以下、全火協という。）は火薬類保安手帳制度を運営しています。これは、取扱保安責任者免状を有する方および火薬類の取扱いに従事している方を対象に全火協が各県の火薬類保安協会等と共同で実施している保安教育講習を受講した方に交付する手帳のことをいいます。保安教育講習の受講と手帳交付の一連のしくみを手帳制度といいます。

保安教育は、火薬類取締法第29条に規定されており、製造業者、販売業者、消費者等に対してその保安教育計画の基準（内容）がそれぞれ火薬類取締法施行規則の中で細かく規定されています。ただし、時間数や頻度については規定の中で触れられておらず、経済産業省の内規（平成16年9月16日付け平成16・08-06原院第1号）として出された中で次のように示されています。

- 「教育効果を十分にあげられるような適当な時間」とは、「火薬類取締に関する法令に関すること」については最低3時間以上（2回目以降は、最低2時間以上）の時間
- 「火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること」については、最低3時間以上の時間
- 「適当な期間をおいて反復」とは、最新の知見が常に得られるように2年間に1回以上行うこと。

ただし、煙火のみまたは産業火薬のみを取り扱う者に対して、その職務に必要な火薬類に限定した教育を2回目以降に行う場合には、

- 「火薬類取締に関する法令に関すること」については最低1.5時間以上の時間
- 「火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること」については最低2.5時間以上の時間

全火協が行う保安教育講習では、上記通達を踏まえ、受講者の区分ごとに以下に示す時間の講習を行っています。

	法令	保安管理技術	計	受講頻度
再教育講習	3時間	3時間	6時間	保安手帳交付申請時
保安責任者〔総合〕	2時間	3時間	5時間	2年に1回
保安責任者〔産業火薬〕	1.5時間	2.5時間	4時間	2年に1回
保安責任者〔煙火〕	1.5時間	2.5時間	4時間	2年に1回
取扱従事者	1時間	2時間	3時間	1年に1回（注）

（注）15年間連続して従事者保安教育講習を受講している場合は、それ以降、2年に1回以上受講すればよいことになっています。

手帳制度に基づく保安教育講習の受講者数は、再教育講習が年約1,000人、保安責任者〔総合〕が約300人、〔産業火薬〕が約10,000人、〔煙火〕が約400人、取扱従事者が約3,500人となっています。

令和2年（2020）年6月からは、新型コロナウイルス感染症対策として自宅学習方式の講習としていますが、テキストに加えて配布するプリント資料を受講者自身が読み進め、テキストの関連箇所に通し目を通して、習熟度確認問題を解くことによって学習効果を高めるよう工夫しています。

● 令和3年9月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量

－ 経済産業省生産動態統計月報 －

	生産	出荷（販売）	在庫
火薬及び爆薬（単位：t）	2,276	2,457	1,371
（前年同月比：％）	(96.0)	(94.5)	(112.2)

● 都道府県協会事務局長異動（敬称略）

協会名	役職	新
大阪府火薬保安協会	事務局長	高橋 孝介（令和3年10月就任）

令和3年度火薬類保安関東東北産業保安監督部長表彰式が12月10日に催され、当協会顧問である新井充先生（国立大学法人東京大学名誉教授）が保安功労者表彰を受賞されました。

誠にありがとうございます。

● 景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる。

－ 11月の月例経済報告 －

内閣府は25日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「11月の月例経済報告」を提出し、承認された。

（我が国経済の基調判断）

景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる。

- 個人消費は、一部に弱さが残るものの、持ち直しの動きがみられる。
- 設備投資は、持ち直している。
- 輸出は、おおむね横ばいとなっている。
- 生産は、持ち直しに足踏みがみられる。
- 企業収益は、感染症の影響が残る中で、非製造業の一部に弱さがみられるものの、持ち直している。企業の業況判断は、一部に厳しさは残るものの、持ち直しの動きがみられる。
- 雇用情勢は、感染症の影響が残る中で、弱い動きとなっているものの、求人等の動きに底堅さもみられる。
- 消費者物価は、底堅さがみられる。

先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

（政策の基本的態度）

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組む。デフレからの脱却に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進に努める。

新型コロナウイルス感染症に対しては、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化するとともに、最悪の事態を想定した対応を行う。ワクチン・検査パッ

ケース等を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済活動を継続できるように取り組む。

さらに、景気下振れリスクに十分に注意しつつ、足元の経済の下支えを図るとともに、感染が再拡大した場合にも国民の暮らし、雇用や事業を守り抜き、経済の底割れを防ぐ。また、「新しい資本主義」を起動し、成長と分配の好循環を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。そのため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(11月19日閣議決定)を円滑かつ着実に実行する。令和3年度補正予算を早急に国会に提出し、その早期成立に努める。その間も、新型コロナウイルスの感染状況や、企業や暮らしに与える影響には十分に目配りを行い、必要な対策は、予備費なども活用して、柔軟に行う。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

● 令和3年火薬類関係事故について(11月30日までに報告のあったもの) 総括表(取扱・種類別一覧表)

項目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取扱	種類別	件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製造中	産業火薬	0	1	0	0	0-0	1-2
	煙火	1		0		1-2	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消費中	産業火薬	2	18	0	0	0-1	0-5
	煙火	11		0		0-1	
その他事故	がん具煙火	5	0	0	0-3		
	産業火薬	0	2	0	0	0-0	1-1
	煙火	2		0		1-1	
がん具煙火	0	0		0-0			
合計	産業火薬	2	21	0	0	0-1	2-8
	煙火	14		0		2-4	
	がん具煙火	5		0		0-3	

※運搬中、貯蔵中、がんろう中の事故件数、死亡者数、負傷者数はありません。
※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● 自宅学習方式の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都道府県火薬類保安協会等の指定協会が実施している保安教育講習、再教育講習について、会場を用いた従来の講習会形式ではなく、受講者の自宅で行う自宅学習方式で実施しています。令和2年の実績についてのアンケート調査を踏まえ、全国統一で実施するものです。

指定協会から受講者に対し、テキストに加え、自宅学習用の資料を送付し、それら両方を用いて受講者自ら学習・習熟度確認をしていただき、その結果をもって受講済とする判断をいたします。

自宅学習方式のながれ

1. 受講を希望される方は、従来どおり各指定協会(都道府県保安協会等)に申し込んでください。
2. 受講者には、申し込みをされた協会からテキストおよび習熟度確認資料(プリント)を郵送します。
3. 受講者の方には、それらの教材を用いて自宅で学習していただきます。
4. 講習には時間数が規定されていることから、所要時間を想定した習熟度確認解答用紙(演習問題、事故例分析)に記入していただきます。
5. テキスト等を受け取った日から2週間以内に学習を済ませ、記入が終わった習熟度確認解答用紙を、受講を申し込んだ協会に返送していただきます。(返送用の封筒はあらかじめ準備してあります。)
6. 習熟度確認解答用紙を登録講師が採点し、「解答と解説」とともに受講者にフィードバックしますので、どこが間違っていたのかおさらいをしてください。
7. 再教育講習の方および従事者手帳交付講習の方には新たに交付される保安手帳を、保安教育講習の方には受講証明シールを同封します。受講証明シールはご自身の手帳に貼付してください。
8. 以上をもって講習を受講したものとみなします。

● 省令改正に伴う変更届について

令和3年4月5日の省令改正(経済産業省令第39号)により以下の改正が行われました。

この改正に伴い、火薬庫の設置許可申請では、「火薬庫の種類」について、改正後の分割された火薬類の種類を記載する必要があります。過去に許可されたものについても、爆薬/火薬の中身が特定されておらず、改正後の火薬類の種類のうち何が入っているのかわからなくなることを避けるため、火薬及び爆薬の最大貯蔵量を変更しない場合、設置許可申請時に記載した内容に変更がない場合でも、変更届出が必要になる場合があります。本件について経済産業省から本件について以下の文書が発信されていますのでお知らせします。

「火薬類の種類」の欄について、

- ・「火薬」→「火薬(特定コンポジット推進薬を除く。)」と「特定コンポジット推進薬」に分割し、最大貯蔵量を改正。
- ・「爆薬」→「爆薬(特定硝安油剤爆薬等を除く。)」と「特定硝安油剤爆薬等」に分割し、最大貯蔵量を改正。

詳細、説明については、ホームページをご覧ください。

○全火協のHP(法令関係>技術基準の性能規定化関連(スマート化)のページ)

火薬類取締法施行規則等改正(火薬類の換算、打揚煙火等の無許可消費数量及びがん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直し等)(令和3年4月5日)

<http://www.zenkakyo-ex.or.jp/index.html>

○経産省のHP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/04/20210406.html

令和3年12月8日

火薬類関係団体 各位

経済産業省 産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(令和3年4月5日経済産業省令第39号)における火薬類の換算等の見直しによる火薬庫の設置許可申請書の記載内容の変更に係る対応について(お知らせ)

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(令和3年4月5日経済産業省令第39号)において、火薬類の換算等の見直しが行われた。本改正については、官報に掲載するとともに、貴団体に連絡し、会員企業への通知を依頼したところであるが、本改正を受けた手続きが一部事業者において適切に行われていない事案が生じているとの報告を受けている。

貴団体におかれては、会員企業に対し、手続きの実施を依頼されたい。

1. 経緯

本年4月、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(令和3年4月5日経済産業省令第39号)において、火薬類の換算、種類等の見直しが行われたところである。

この省令改正により、既存の一部の火薬庫において貯蔵火薬類の種類、その最大貯蔵量及びそれに伴う保安距離等の記載変更が想定されるところであるが、省令改正から半年以上経った現時点において、記載事項変更の届出が未実施の事業者が見受けられる。

なお、火薬類取締法第12条第1項(火薬庫の設置等)の許可を受けた者に対しては、火薬類取締法施行規則第81条の14において、火薬庫設置等許可申請書の記載事項に変更があった場合には、その旨を事前に又は事実を知った場合は遅滞なく管轄の都道府県知事に届け出ることを定めている。

2. 貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量の記載方法

上述の記載事項変更の届出にあたり、火薬庫設置等許可申請書(火薬類取締法施行規則様式第7)における「貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量」の記載については、貯蔵の技術基準に従って適切に管理できるように、貯蔵する火薬類の種類ごとの記載を基本とすることを、会員企業への依頼に添えられたい。なお、これは、最大貯蔵量の記載において、現在一部で行われている爆薬換算量での記載を妨げるものではない。